第一号の表備考ロ中「全事故比例てん補方式」を「全事故比例填補方式」に、「てん補方式を」を「填補方式を」に改め、同表備考ハ中「約定限度内てん補方式」を「約定限度内填補方式」に、「てん補方式を」を「填補方式を」に改め、同表備考ニ中「支払上限付てん補率てい増方式」を「支払上限付填補率逓増方式」に、「てん補方式」を「填補方式」に改め、同表備考ホ中「支払上限付小損害低てん補方式」を「支払上限付小損害低填補方式」に、「てん補方式を」を「填補方式を」に改め、同表備考ヘ中「支払上限付小損害不てん補方式」を「支払上限付小損害不填補方式」に、「てん補方式を」を「填補方式を」に改め、同表備考ト中「約定限度内低事故不てん補方式」を「約定限度内低事故不填補方式」に、「てん補方式を」を「填補方式を」に改め、同表備考チ中「支払上限付低事故不てん補方式」を「支払上限付低事故不填補方式」に、「てん補方式を」を「填補方式を」に改め、同表備考リ中「地震等限定てん補方式」を「地震等限定填補方式」に、「てん補方式を」を「填補方式を」に改め、同表備考ヌ中「渡島支庁又は胆振支庁の区域」を「渡島総合振興局又は胆振総合振興局の区域（二海郡八雲町のうち旧爾志郡熊石町の区域を除く。）」に、「日高支庁、十勝支庁、釧路支庁又は根室支庁」を「日高振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局又は根室振興局」に改め、同表備考カ中「根室支庁」を「根室振興局」に改め、同表備考ネ中「三重県」の下に「、兵庫県」を、「熊本県」の下に「、宮崎県」を加え、「、広島県、佐賀県又は長崎県」を「又は佐賀県」に改め、同表備考ラ及びウ中「てん補方式が地震等限定てん補方式」を「填補方式が地震等限定填補方式」に改め、同表備考ヰ中「が同号ロ」を「が同項第二号ロ」に改め、同表備考ヰ一中「てん補方式が地震等限定てん補方式」を「填補方式が地震等限定填補方式」に改める。

第二号中「てん補方式が」を「填補方式が」に、「地震等比例てん補付約定限度内てん補方式」を「地震等比例填補付約定限度内填補方式」に改め、同号イからハまでの規定中「約定限度内てん補方式」を「約定限度内填補方式」に改める。

第三号中「てん補方式に」を「填補方式に」に改め、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。

漁業の種類	填補方式				
	全事故比例填補方式	約定限度内填補方式			地震等限定填補方式
		特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合	
北海道の地先水面において桁網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業	九・二一%	五・八五%	四・五二%	二・八二%	〇・一〇%

第三号の表備考イ及びハ中「てん補方式が地震等限定てん補方式」を「填補方式が地震等限定填補方式」に改め、同表備考ニ中「を、直前契約が同号ロ」を「を、直前契約が同項第二号ロ」に改め、同表備考ニ一中「てん補方式が地震等限定てん補方式」を「填補方式が地震等限定填補方式」に改める。

第四号中「てん補方式が地震等比例てん補付約定限度内てん補方式」を「填補方式が地震等比例填補付約定限度内填補方式」に改め、同号イからハまでの規定中「約定限度内てん補方式」を「約定限度内填補方式」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十四年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百二十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百七号（漁業災害補償法第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一号中「てん補方式に」を「填補方式に」に改め、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分			填補方式			
養殖業の種類	単位漁場区域の属する水域	期間	通常填補方式	全病害不填補方式	特定病害不填補方式	病害低填補方式
かき養殖業	1区		一〇・二二%	七・二一%	—	七・九三%
	2区		一三・〇八	七・二一	—	一〇・一六
	3区		一〇・九〇	七・二一	—	八・四六
一年貝真珠養殖業	4区		四・九二	〇・九五	—	二・五六
	5区		三・九〇	〇・九五	—	二・〇三
	6区		八・一九	〇・九五	—	四・二六
二年貝真珠養殖業	4区		四・九二	〇・九五	—	二・五六
	5区		三・九〇	〇・九五	—	二・〇三
	6区		八・一九	〇・九五	—	四・二六
小割り式一年魚はまち養殖業	7区	短期	五・〇六	〇・七八	〇・九五%	二・七四
		長期	五・二八	〇・七九	〇・九六	二・九一
	8区	短期	七・〇八	〇・七八	〇・九五	三・八三
		長期	七・四〇	〇・七九	〇・九六	四・〇八
小割り式二年魚はまち養殖業	9区	短期	一・四六	〇・五七	〇・六九	〇・九一
		中期	三・一七	〇・七六	〇・九二	一・八三
		長期	三・二五	〇・七九	〇・九六	一・九四
	10区	短期	一・八一	〇・五七	〇・六九	一・〇一
		中期	四・五六	〇・七六	〇・九二	二・六三
		長期	四・六六	〇・七九	〇・九六	二・七七